

●70歳未満の人の世帯の負担限度額

所得区分		限度額	
市民税 課税世帯	上位 所得者	国保加入者全員の基礎控除[33万円]後の 総所得金額等が901万円を超える	212万円
		国保加入者全員の基礎控除[33万円]後の 総所得金額等が600万円を超え901万円以下	141万円
	課税 一般	国保加入者全員の基礎控除[33万円]後の 総所得金額等が210万円を超え600万円以下	67万円
		国保加入者全員の基礎控除[33万円]後の 総所得金額等が210万円以下	60万円
市民税 非課税世帯		34万円	

●70歳以上75歳未満の人の世帯の負担限度額

平成30年7月まで

所得区分		限度額
市民税 課税世帯	現役並み所得者	67万円
	課税一般	56万円
市民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ	31万円
	低所得者Ⅰ	19万円



平成30年8月から

所得区分		限度額	
市民税 課税世帯	現役並み所得者	Ⅲ(課税所得690万円以上)	212万円
		Ⅱ(課税所得380万円以上)	141万円
		Ⅲ(課税所得690万円以上)	67万円
	課税一般	56万円	
市民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ	31万円	
	低所得者Ⅰ	19万円	